

後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成26・27年度の 保険料率が決定しました

〈問い合わせ〉
役場 健康推進課医療保険係
TEL (62) 9180

■保険料年額の計算

年間保険料＝均等割額(47,900円)＋所得割額{(総所得金額等－33万円)×所得割率(9.26%)}

*平成26・27年度の均等割額と所得割率は平成25年度と同じです。

*保険料率は、2年ごとに見直されています。

*上限額が変更しました 年額55万円⇒57万円

■平成26年度は保険料軽減対象者が拡大します

所得が低い人や被用者保険加入者(※)に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

(※)被用者保険とは……協会けんぽ・健保組合・共済組合など

■所得が低い人は軽減されます

①均等割額の軽減

(被保険者全員が等しく負担する保険料)

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などが	軽減割合
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	9割
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額(33万円)」＋「24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(拡大)	5割
「基礎控除額(33万円)」＋「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(拡大)	2割

*対象となる総所得金額などは、公的年金等特別控除後(専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前)の金額になります。

②所得割額の軽減(所得に応じて負担する保険料)

被保険者の総所得金額等が	軽減割合
「基礎控除(33万円)」＋58万円を超えない人	5割

③被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

特別措置として、当分の間保険料の均等割額が9割軽減されます。

【対象者】資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人

■保険料の納め方

①特別徴収の人(年金から差し引き)

4月より年金から差し引かれます。

②普通徴収の人(納付書または口座振替)

4月より納付書または口座振替で納めます。

現在普通徴収の人(年金受給額が年間18万円未満の人を除く)で、平成25年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えた人は、下記のとおり平成26年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	開始月
平成25年4月2日～10月1日	普通徴収はありません	4月
平成25年10月2日～12月1日	4月	6月
平成25年12月2日～平成26年2月1日	4・6月	8月
平成26年2月2日～28日	4・6・8月	10月
平成26年3月1日～31日	8月	10月

特別徴収から口座振替への変更について

保険料を特別徴収(年金からの差し引き)で納めている人は、申し出により保険料を口座振替での納付へ変更することができます。